

岩 規 制 第 1 1 2 9 号  
令 和 7 年 6 月 2 5 日

車両を使用して訪問する形態の  
用務にあたる機関・団体等の代表者 様

岩手県警察本部交通部  
交 通 規 制 課 長

広報用文書「警察署長の駐車許可について」の周知依頼（依頼）

日頃から治安維持や交通死亡事故抑止をはじめとした各般の警察活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般警察では、変化する社会情勢と駐車需要に対応するため、警察が所管する「駐車許可」「駐車禁止除外標章交付手続」を見直す法規改正にあたり、本年7月1日の施行を予定しております。

これに伴い作成した広報用文書についてお送りさせていただきますので、貴機関・団体の車両運行管理御担当者様への周知について格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

広報用文書「警察署長の駐車許可について」

許可対象は「車両を使用して訪問の上で行う用務がある場合」となり、特定の用務に限定されるものではありません。

※ 許可対象となり得る形態の例

訪問看護、訪問診療（歯科医師を含む）、医薬品の配達、マッサージ・整体・鍼灸の訪問施術等々

【この係：交通部交通規制課規制第三係 電話019-653-0110】